

平成22年国勢調査第3次試験調査の概要

1 調査の目的

平成22年国勢調査の実施計画案を策定するために実施したこれまでの試験調査結果を踏まえ、調査方法、調査事務、調査票の設計等についての最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における同調査の実施事務の準備に資することを目的とする。

2 調査の時期及び日程

(1) 調査の時期

調査は、平成21年6月12日（金）午前零時現在によって行う。

(2) 調査の日程

| | |
|-------------------------------|-------------------|
| 調査地域の確認 | 6月1日（月）～6月3日（水） |
| 調査票の配布 | 6月4日（木）～6月11日（木） |
| 調査期日 | 6月12日（金） |
| 調査票の当初回収 | 6月12日（金）～6月18日（木） |
| 世帯からの調査票の提出期限 | 6月18日（木） |
| 『調査票の提出はお済みですか』（確認状） の配布 | 6月19日（金）～6月20日（土） |
| 調査票未提出世帯からの調査票の回収 及び聞き取り調査 | 6月26日（金）～6月28日（日） |
| 世帯からの調査票の最終提出期限 | 6月28日（日） |

3 調査の地域

(1) 市区

都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都の特別区を含む）の51市区とする。

(2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成17年国勢調査調査区の中から、地域特性を考慮して選定する510調査区とする。

調査区は、総務省統計局が指定する地域特性に該当する調査区を市区が選定し、総務省統計局において他の統計調査の調査区との重複排除の調整を行った上で、総務省統計局長が決定する。

| 地域特性 | | 調査区数 | 調査員数 | 指導員数 |
|----------|-------------------------------------|-------|--------------------|------|
| 一戸建が多い地域 | | 3 調査区 | 1 調査区担当 調査員：3 人 | 1 人 |
| 共同 住宅 | オートロックマンション1棟でいくつかの 調査区を構成している地域 | 2 調査区 | 2 調査区担当 調査員：1 人 | |
| | ワルムマンションなど単身者の多い 地域 | 3 調査区 | 1 調査区担当 調査員：3 人 | |
| | その他の共同住宅の地域 | 2 調査区 | 2 調査区担当 調査員：1 人 | |
| 計 | | 10調査区 | 8 人 | 1 人 |

3 調査区のうち 1 調査区は、学生寮など、世帯員が30人以上の施設等の世帯を含む調査区とする。

4 調査の対象

調査の対象は、調査期日において、調査の地域内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

5 調査項目

調査票により、次の項目を調査する。

(1) 世帯員に関する事項（15項目）

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (ア) 氏名 | (ケ) 在学、卒業等教育の状況 |
| (イ) 男女の別 | (コ) 就業状態 |
| (ウ) 出生の年月 | (カ) 所属の事業所の名称及び事業の内容 |
| (エ) 世帯主との続柄 | (シ) 本人の仕事の内容 |
| (オ) 配偶の関係 | (ス) 従業上の地位 |
| (カ) 国籍 | (セ) 従業地又は通学地 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (ソ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (ク) 5年前の住居の所在地 | |

(2) 世帯に関する事項（5項目）

- | | |
|-----------|---------------|
| (ア) 世帯の種類 | (イ) 住宅の建て方 |
| (イ) 世帯員の数 | (オ) 住宅の床面積の合計 |
| (ウ) 住居の種類 | |

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市区 - 指導員 - 調査員 - 世帯の流れにより行う。

(2) 調査の方法

ア 世帯を正確に把握するため、また、世帯が調査票を記入・提出しようというインセンティブを促進するため、調査員は所定の調査票配布期間に各世帯の居住確認を行いつつ、世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を直接配布することを原則とする。

ただし、不在世帯については、日や時間を変えるなどして少なくとも3回以上訪問することとし、さらに訪問を繰り返しても直接配布が困難と想定される場合には、調査票を郵便受け等に入れるなどして配布しても差し支えないこととする。

イ 調査票は調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを世帯が自由に選択する方法とし、総務省統計局が指定する地域においてはオンラインによる回答も選択できることとする。

調査員に調査票を提出する場合には、世帯は『調査書類整理用封筒』に記入済みの調査票を入れて、封をして提出することとする。(全世界帯封入方式)

なお、地域の実情に応じて、提出方法のいずれかを強調して周知することとしても差し支えないこととする。

ウ 調査票の当初回収期間に、調査員は原則としてすべての世帯を訪問し、世帯や世帯員の異動の有無を確認する。

また、調査票の提出を依頼し、郵送提出(又はオンラインによる回答)を行う世帯以外の世帯から調査票を回収するとともに、面接ができなかった世帯や、郵送で提出(又はオンラインにより回答)する旨の申し出があった世帯に対し、所定の期間に『調査票の提出はお済みですか』(確認状)を郵便受けに入れるなどして配布する。

エ 調査票の当初回収期間内に調査票が提出されていない世帯(調査票未提出世帯)があった場合、調査員は、市区からの指示に基づき、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収(フォローアップ回収)を行う。

(ア) 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する。

(イ) 調査票未提出世帯が不在等の場合は、再三訪問して世帯との面接に努めることとするが、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、市区又は指導員の指示を受け、当該世帯に対し、『調査票提出のお願い』(督促状)及び調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布するとともに、近隣の世帯の協力を得て、当該世帯についての聞き取り調査を行う。

(3) 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入することにより行う。

7 結果の検討

総務省統計局は、調査票その他関係書類を審査・集計するとともに、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。

8 その他

第3次試験調査は、国勢調査令第15条第1項第6号及び第2項第8号に規定する「調査方法についての基礎調査」として実施する。

なお、調査の実施については、統計法に基づく一般統計調査としての承認を受けている。